

規程第10号  
理事会決定

平成22年1月1日制定・施行  
平成22年4月1日改正・施行  
平成22年10月1日改正・施行  
平成26年12月1日改正・施行  
平成27年4月1日改正・施行  
平成27年7月1日改正・施行  
平成27年10月1日改正・施行  
平成28年1月1日改正・施行  
平成28年4月1日改正・施行  
平成28年10月1日改正・施行  
平成29年1月1日改正・施行  
平成29年4月1日改正・施行  
平成30年1月1日改正・施行  
平成30年7月31日改正・平成30年8月1日施行  
平成31年4月1日改正・施行  
令和2年4月1日改正・施行  
令和4年4月1日改正・施行  
令和5年4月1日改正・施行  
令和6年4月1日改正・施行  
令和7年4月1日改正・施行

日本年金機構外部委託規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 外部委託する業務の管理体制（第3条・第4条）
- 第3章 外部委託契約を締結しようとする場合における事前手続（第5条—第7条）
- 第4章 外部委託契約の締結（第8条—第17条）
- 第5章 外部委託した業務の監視及び事故発生時における対応（第18条—第22条）
- 第6章 結果の分析、評価及び公表（第23条）
- 第7章 所有権（第24条）
- 第8章 雑則（第25条—第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本年金機構業務方法書（方針第3号。以下「業務方法書」という。）第10条の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の業務（日本年金機構法（平成19年法律第109号。以下「法」という。）第27条及び附則第18条の規定により機構が行うこととされた業務をいう。以下同じ。）の外部委託に関し必要な事項を定めることにより、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（外部委託の基準）

第2条 機構は、法第31条第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（平成21年厚生労働省告示第95号）に従い外部委託をするものとする。

## 第2章 外部委託する業務の管理体制

（外部委託管理責任者）

第3条 本部に、外部委託する業務の横断的な管理を行う責任者として、外部委託管理責任者を置く。

2 外部委託管理責任者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部署の長をもって充てるものとする。

（1）法第38条に規定する年金個人情報を取り扱う業務に係る外部委託 調達企画担当部署

（2）システムの開発、管理、運用及び保守業務に係る外部委託 システム企画担当部署

（3）前2号に掲げる業務以外の業務に係る外部委託 調達担当部署

（外部委託業務責任者）

第4条 本部に、外部委託する個々の業務に関する管理を行う責任者として、外部委託業務責任者を置く。

2 外部委託業務責任者は、外部委託する業務を所管する各事業担当部（室）長（調査室長、広報室長、総務室長及び地域部長を除く。）及び年金センター長をもって充てる。

## 第3章 外部委託契約を締結しようとする場合における事前手続

（事業の企画段階における管理）

第5条 外部委託業務責任者は、法第38条に規定する年金個人情報を取り扱う業務を外部委託しようとするときは、要領に定めるところにより、外部委託管理責任者に報告しなければならない。

2 外部委託管理責任者は、前項の業務が組織横断的な管理を要する案件として要領で定めるものに該当すると認める場合は、その業務の外部委託業務責任者（その業務の所管が複数の部（室）にわたる場合にあっては、外部委託管理責任者が指名する者とする。）に対し、日本年金機構組織規程（規程第2号）第68条に規定する検討チームの設置を指示するものとする。

(調達委員会による事前審査等)

第6条 外部委託業務責任者は、業務の外部委託に係る契約（以下「外部委託契約」という。）を締結しようとするときは、次に掲げる事項について、事前に、外部委託管理担当部署（第3条第2項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に定める部署。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

- (1) 委託する業務の内容及び範囲
- (2) 業務を委託する期間
- (3) 委託を必要とする理由
- (4) 業務に係る実行予算額
- (5) その他必要な事項

2 外部委託業務責任者は、前項の承認を受けた案件のうち、日本年金機構会計規程（規程第50号。以下「会計規程」という。）第26条に規定する調達委員会の審査を要するものについては、調達委員会に付議し、その審査を受けなければならない。

(理事長の承認)

第7条 外部委託業務責任者は、次に掲げる事由に該当する外部委託契約を締結しようとする場合には調達委員会に付議する前に、事業の実施に関する事項とともに、前条第1項各号に掲げる事項について、決裁文書を作成し、理事長までの承認を受けなければならない。

- (1) 概算所要見込額が1億円以上の契約
- (2) 概算所要見込額が500万円以上の随意契約（日本年金機構調達委員会細則（細則第28号）第3条第4号及び第5号に掲げる随意契約に限る。）
- (3) サービス品質に関する合意（以下「SLA」という。）に契約更新の条件を盛り込んだ一般競争入札に該当する場合
- (4) 外部委託管理責任者が特に必要と認めた案件

2 調達担当部署の長は、前条第2項の規定により調達委員会の審査を受けたときは、当該審査結果を理事長まで報告するとともに、外部委託契約締結の承認を受けなければならない。

#### 第4章 外部委託契約の締結

(外部委託契約の方式)

第8条 外部委託契約は、業務方法書及び会計規程に定めるところにより、次のいずれかの方式によることとする。

- (1) 一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）
- (2) 随意契約

(受託者の選定に当たって事前に確認すべき事項)

第9条 業務を外部委託する相手方（以下「受託者」という。）の選定に当たつ

ては、次の各号に掲げる事項について事前に確認を行い、受託者として不適切と認める者については、当該業務を委託しないものとする。

- (1) 事業の経営状況
- (2) 利害関係者の在籍状況
- (3) 個人情報管理体制
- (4) 社会保険料等の納付状況
- (5) 反社会的勢力との関連の有無
- (6) 重大な法令違反その他社会的信用を損ねる行為の有無

(契約書に記載すべき事項等)

第10条 外部委託契約の締結は、要領で定める契約書を標準として(以下「標準契約書」という。)、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成することによって行われなければならない。

- (1) 契約の目的に関する事項
- (2) 契約の金額に関する事項
- (3) 契約保証金に関する事項
- (4) 履行期限に関する事項
- (5) 履行場所に関する事項
- (6) S L Aに関する事項
- (7) 受託者からの情報の取得に関する事項
- (8) 秘密保持及び個人情報管理に関する事項
- (9) 再委託に関する事項
- (10) 非常災害発生時における緊急対応に関する事項
- (11) 受託者からの定期的な報告並びに機構の行う監督及び立入検査に関する事項
- (12) 業務が完了した際の報告に関する事項
- (13) 国による調査実施への協力に関する事項
- (14) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法に関する事項
- (15) 契約の変更又は解除に関する事項
- (16) 債務不履行の場合における受託者の責任及び外部委託に関連して発生するおそれのある損害の負担に関する事項
- (17) 契約における紛争の解決方法に関する事項

2 外部委託業務責任者は、受託者が業務の実施により機構に損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該受託者に相当の担保の提供を求める等の措置を講じなければならない。

(サービス品質に関する合意 (S L A))

第11条 機構は、前条第1項第6号の規定による事項については、仕様書において、その業務の範囲、内容及び水準を明確に盛り込むものとする。

2 前項の場合において、サービスの質が定量的に把握できる業務については、数値目標を明確にするように努めるものとする。

(受託者からの情報の取得)

第12条 機構は、受託者が業務の遂行上作成し又は取得した文書について、機構が必要と認める場合において、速やかに提出させるための必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持及び個人情報管理)

第13条 外部委託業務責任者は、受託者に対し、保有個人情報について、その漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 外部委託業務責任者は、受託者に対し、その業務に関して知り得た秘密について、その漏えいの防止その他の秘密の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託)

第14条 外部委託業務責任者は、受託者に、外部委託した業務の全部を一括して第三者に再委託させてはならない。

2 外部委託業務責任者は、受託者が当該業務の一部を再委託する場合は、次に掲げる事項を明らかにした上で、事前に機構の承認を受けさせなければならない。

- (1) 再委託する業務の範囲
- (2) 再委託を行うことの合理性及び必要性
- (3) 再委託先の履行能力及び報告徴収
- (4) その他必要な事項

3 外部委託業務責任者は、受託者が当該業務の一部を再委託する場合は、受託者に対し、受託者が負うものと同様の義務を再委託した相手方に負わせる契約を締結させなければならない。

(外部委託契約の解除)

第15条 外部委託業務責任者は、受託者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、外部委託契約を解除しなければならない。ただし、当該契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合には、この限りではない。

- (1) 正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないとき。
- (2) 受託者が仕様書等に定める業務履行体制を確保できないと認められるとき。
- (3) 契約の履行につき不正行為があったとき。
- (4) 故意に機構の職員の指揮監督に従わなかったとき。
- (5) その他機構に不利益を及ぼすと認められるとき。

2 外部委託業務責任者は、受託者から提供されるサービスの品質が、外部委託契約の締結の際に定められたSLAに達しない場合で、かつ、その改善の見込みがないときは、必要に応じ当該契約を解除することができる。

(複数年契約の活用)

第16条 外部委託契約を締結するに当たっては、複数年契約（契約期間が1年を超える契約をいう。以下同じ。）を締結することにより、機構の業務の効率化に資するものと認められるものについては、複数年契約を積極的に活用するものとする。

2 機構が前項に基づき外部委託契約を締結することができる期間は、特別の事情がある場合を除き、法第33条第2項第1号の中期目標の期間の範囲内とする。

(外部委託契約管理台帳)

第17条 外部委託管理責任者は、外部委託契約管理台帳を作成し、外部委託契約の内容について管理を行うものとする。

2 前項の外部委託管理台帳の作成に関し必要な事項は、要領で定める。

## 第5章 外部委託した業務の監視及び事故発生時における対応

(外部委託した業務の監視)

第18条 外部委託業務責任者は、受託者から業務の実施状況について、定期的に報告を受けなければならない。

2 外部委託業務責任者は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、業務の実施状況について、報告を求めなければならない。

3 外部委託業務責任者は、必要と認めるときは、立入検査等のモニタリングを実施しなければならない。

4 外部委託業務責任者は、外部委託した業務が完了したときは、その成果及びそれに要した経費について報告書を提出させるものとする。

(監視に当たって留意すべき事項)

第19条 外部委託業務責任者は、外部委託した業務の管理に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 外部委託した業務の進捗状況

(2) 個人情報管理状況

(3) 法令の遵守状況

(監視結果の報告)

第20条 外部委託業務責任者は、第5条第1項に規定する業務について、要領に定めるところにより、第18条に規定する業務の監視に係る結果を外部委託管理責任者に報告しなければならない。

(受託者からの報告体制)

第21条 外部委託業務責任者は、受託者（受託者がその業務の一部を再委託した場合における再委託した相手方を含む。）について、外部委託を受けた業務の実施に関し、契約の内容に適合した履行が困難であると認められるとき

- は、速やかに報告をさせる措置を講じなければならない。
- 2 外部委託業務責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかにリスク管理担当部署の長へ報告しなければならない。
  - 3 リスク管理担当部署の長が前項の報告を受けたときは、速やかに理事長へ報告しなければならない。併せて、リスク管理担当部署の長は、外部委託管理担当部署、コンプライアンス担当部署、監査担当部署及びその他関係部署に報告するものとする。

(事故発生時の厚生労働省への報告)

第22条 機構は、外部委託した業務の実施に関し、個人情報漏えいその他政府管掌年金事業の適正な運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

## 第6章 結果の分析、評価及び公表

(結果の分析、評価及び公表)

- 第23条 外部委託業務責任者は、業務の外部委託による当該業務運営の効率化等に関する結果について、分析及び評価を行い、外部委託管理責任者に報告しなければならない。
- 2 外部委託管理責任者は、前項の報告について、横断的な分析及び評価を行い、当該分析及び評価の結果を常勤役員会に報告しなければならない。
  - 3 外部委託管理責任者は、前項の分析及び評価の結果、必要と認めるときは、外部委託業務責任者に対し、改善指示を行うとともに、要領で定める標準契約書又は標準仕様書の書式の変更等の必要な措置を講じなければならない。
  - 4 外部委託業務責任者は、法第51条第2項の規定に基づき、業務の外部委託による当該業務運営の効率化等に関する結果を公表するものとする。
  - 5 受託者が当該業務の内容及び結果を公表しようとするときは、事前に書面により機構の同意を得なければならない。

## 第7章 所有権

(財産の所有権の帰属)

- 第24条 機構が指定するものを除き、受託者が業務の委託契約に基づいて製造し又は取得した財産の所有権は、機構に帰属する。
- 2 機構は、前項において機構に帰属した財産を、受託者の希望により貸与し、又は原則として有償で譲渡することができる。

## 第8章 雑則

(基本計画に定められていない業務の委託)

- 第25条 機構は、法附則第3条第1項に規定する基本計画において、法第31条第1項の規定により委託する業務として定められていない業務を委託し

ようとするときは、事前に、厚生労働大臣に協議し、承認を得なければならない。

(労働者派遣の場合の取扱い)

第26条 機構は、機構の業務を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、派遣労働者に行わせる場合においては、同法及びその他関係法令を遵守するほか、当該業務の適正な実施を図るため、この規程に準じた措置を講じるものとする。

2 前項の場合における必要な事項は、要領で定める。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃については、理事会が決定する。

(実施に関する事項)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、要領で定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程は、この規程の施行の日前において、国が、機構が締結することとなる契約に係る公告その他の準備行為を行い、施行日以降において機構が締結する契約については、適用しない。

(外部委託業務責任者に関する経過措置)

第3条 当分の間、刷新システム開発部長は、第4条第2項に規定する外部委託業務責任者とみなす。